

藤沢市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について  
藤沢市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改める。

令和2年5月20日提出

議会議員	吉	田	淳	基
同	竹	村	雅	夫
同	柳	沢	潤	次
同	佐	賀	和	樹
同	安	藤	好	幸
同	栗	原	貴	司
同	北	橋	節	男
同	友	田	宗	也
同	東	木	久	代
同	堺		英	明

藤沢市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例  
藤沢市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年藤沢市条例第11号）の  
一部を次のように改正する。

附則中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

（議員報酬の月額調整）

2 令和3年3月31日までの間、第2条の規定により議会の議員に支給する議員  
報酬の月額は、同条各号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 議長 660,000円
- (2) 副議長 585,000円
- (3) 議員 545,000円

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活への影響及び現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、議員報酬等を減額する必要による。